平成２８年（フ）第３９号
愛知県西尾市米津町五郎田22番地７　コーポサウスウインドウ101号室
債務者　髙橋　美樹
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
静岡県浜松市西区入野町9058番地の１　リーヴァスペランツァＤ－１号室
債務者　中野いさ子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港３号棟1203号室
債務者　岩間　律子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４９号
横浜市金沢区金沢町180番地３　リュエル金沢文庫203号
債務者　清田　英介
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５号
静岡市葵区南1723番地、旧住所静岡市葵区唐瀬２丁目17番19―104号
債務者　杉山友季子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月４日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１６号
神奈川県藤沢市西富529番地の１　ダイアパレス湘南緑ケ丘406号
債務者　渡邉　憲太
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目22番13号　高江洲アパート103号
債務者　大宜味幸子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４１号
栃木県栃木市大平町西水代2779番地４
債務者　山代　悦子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０２号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目２番23―302号
債務者　石田　睦美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５１５号
千葉県船橋市宮本８丁目22番14号
破産者　株式会社ベルシオン
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８４号
千葉県船橋市大穴北８丁目２番20号
破産者　金子　和孝（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８５号
千葉県船橋市大穴北８丁目２番20号
破産者　金子　正美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７０号
千葉市若葉区千城台北１丁目１番19号　キクエイマンション206号
破産者　南部眞理子（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４５号
千葉県八千代市勝田台７丁目14番地17　ディアフラッツⅡ211号
破産者　下仮屋　勝
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場215番地
破産者　有限会社ファルコン
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
大阪府貝塚市福田77の３番地
破産者　有限会社玉祥
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
大阪府岸和田市真上町29番地の１
破産者　有限会社リンク
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目４番38―206号
破産者　合同会社百会
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係